

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月13日
【四半期会計期間】	第60期第1四半期(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)
【会社名】	みらかホールディングス株式会社
【英訳名】	Miraca Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役 代表執行役社長 鈴木 博正
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
【電話番号】	03(5909)3335(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役 工藤 志郎
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
【電話番号】	03(5909)3337
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役 工藤 志郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第59期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第60期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第59期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成20年4月1日 至平成21年3月31日
売上高(百万円)	37,487	37,497	145,340
経常利益(百万円)	3,426	5,287	15,712
四半期(当期)純利益(百万円)	1,662	3,080	8,709
純資産額(百万円)	83,826	88,810	87,243
総資産額(百万円)	120,982	125,134	124,237
1株当たり純資産額(円)	1,419.21	1,518.78	1,491.14
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	28.22	52.93	148.64
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	69.0	70.7	69.9
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	160	2,901	18,294
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,328	1,249	6,336
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,284	1,859	8,017
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残 高(百万円)	16,132	27,167	27,425
従業員数 [外、平均臨時雇用者数](人)	4,524 [4,856]	4,583 [4,854]	4,443 [4,751]

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当社グループは、純粋持株会社であるみらかホールディングス株式会社（以下、「当社」という）と富士レピオ株式会社、株式会社エスアールエルおよびそれぞれの関連会社より構成されており、臨床検査薬の製造・販売、臨床検査の受託とその他のヘルスケア関連の事業を行っております。

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、関係会社の異動は次のとおりであります。

（臨床検査薬事業）

フジレピオ ダイアグノスティックス社（米国）は、本年6月30日をもってアメリカン バイオロジカル テクノロジーズ社を合併いたしました。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、連結子会社であったアメリカン バイオロジカル テクノロジーズ社は、フジレピオ ダイアグノスティックス社（米国）を存続会社とする合併により、子会社ではなくなりました。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	4,583 (4,854)
---------	---------------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

（2）提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	16 (2)
---------	--------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	前年同四半期比(%)
臨床検査薬事業(百万円)	10,896	110.0
受託臨床検査薬事業(百万円)	23,406	100.9
その他の事業(百万円)	5,437	102.0
合計(百万円)	39,740	103.4

- (注) 1. 金額は、販売価格換算によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2)受注状況

当社グループは、役務または商品等の受注から完了または納品等までの所要時間が短いため、常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため記載を省略しております。

(3)販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	前年同四半期比(%)
臨床検査薬事業(百万円)	8,140	95.4
受託臨床検査薬事業(百万円)	23,488	100.9
その他の事業(百万円)	5,867	103.3
合計(百万円)	37,497	100.0

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 主要な販売先については、総販売実績に対する割合が10%以上に該当する販売先がありませんので、記載を省略しております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
 また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

業績全般

当第1四半期連結会計期間における経済情勢は、景気の急速な悪化が一段落し、生産・輸出に一部持ち直しの動きが見られるものの、依然として設備投資と雇用の調整局面が継続しており、個人消費は弱含みで推移しております。

臨床検査業界におきましては、検査サービスに対する需要が堅調に推移し、またインフルエンザ検査薬の一時的な需要増が見られましたが、引き続き医療制度改革と競争の激化により、厳しい事業環境にあります。

このような環境のなか、当社グループといたしましてはさらなる成長を遂げるための経営諸施策に積極的に取り組んでまいりました。

これらの結果といたしまして、当第1四半期連結会計期間の売上高は37,497百万円(前年同四半期並み)となりました。臨床検査薬事業においてプロダクトミックスの変化の影響が見られたものの、受託臨床検査事業およびその他の事業における売上高は堅調に推移しました。利益面では、臨床検査薬事業においてCL-EIA系製品およびインフルエンザ関連製品が増収となったこと、また受託臨床検査事業において利益改善施策が奏功したことから、結果として営業利益は5,183百万円(前年同四半期比63.9%増)、経常利益5,287百万円(前年同四半期比54.3%増)、四半期純利益3,080百万円(前年同四半期比85.3%増)となりました。

事業の種類別セグメントの業績

イ．臨床検査薬事業

日本赤十字社の次世代感染症検査システムとして採用された「全自動化学発光酵素免疫測定装置CL4800」の設置が前年6月に完了したことから同製品に係る検査装置の販売が減少した一方、同製品に係る検査薬を含むCL-EIA系製品が増収となったほか、インフルエンザ関連製品が増収となりました。利益面では、CL-EIA系製品およびインフルエンザ関連製品の増収が寄与し増益となりました。これらの結果、売上高は8,140百万円(前年同四半期比4.6%減)、営業利益は2,036百万円(前年同四半期比119.1%増)となりました。

ロ．受託臨床検査事業

医療機関内臨床検査施設に係る検査売上高の増収等が寄与したことから売上高は増収となりました。利益面では、前々連結会計年度より進めていた利益改善施策による固定費の削減等の効果が見られたことから増益となりました。これらの結果、売上高は23,488百万円(前年同四半期比0.9%増)、営業利益は2,357百万円(前年同四半期比60.1%増)となりました。

ハ．その他の事業

滅菌事業につきましては、継続して受託病院の新規獲得に努めた結果、売上高は3,068百万円(前年同四半期比5.7%増)となりました。

治験事業につきましては、一部の受託試験に開始の遅延が見られたことから売上高は1,359百万円(前年同四半期比9.2%減)となりました。

これらの結果、その他の事業の売上高は5,867百万円(前年同四半期比3.3%増)、営業利益は805百万円(前年同四半期比11.9%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期末の現金および現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ258百万円減少し、27,167百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において営業活動により獲得した資金は2,901百万円(前年同四半期160百万円の獲得)となりました。その主な要因は、税金等調整前四半期純利益5,258百万円、その他の流動負債の増加2,140百万円、非資金支出項目である減価償却費2,085百万円があった一方、法人税等の支払2,617百万円、売上債権の増加2,191百万円、賞与引当金の減少1,542百万円があったためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において投資活動により使用した資金は1,249百万円(前年同四半期3,328百万円の使用)となりました。その主な要因は、有形固定資産の取得による支出729百万円、無形固定資産の取得による支出260百万円があったためであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において財務活動により使用した資金は1,859百万円(前年同四半期4,284百万円の使用)となりました。その主な要因は、配当金の支払1,492万円、長期借入金の返済による支出321百万円があったためであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において重要な変更はありません。

なお、株式会社の支配に関する基本方針については以下のとおりであります。

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号)にいう、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針)

当社取締役会は、当社株式の買付提案等を受け入れるかどうかは、最終的には、当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきものであり、当社株主のみなさまが適切な判断を行うためには、当社株式の買付け等が行われようとする場合に、当社取締役会を通じ、当社株主のみなさまに十分な情報が提供される必要があると考えます。

そして、対価の妥当性等の諸条件、買付けが当社グループの経営に与える影響、買付者による当社グループの経営方針や事業計画の内容等について当社株主のみなさまに十分に把握していただく必要があると考えます。

しかし、当社株式の買付け等の提案の中には、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れをもたらすものも想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えています。

当社は、平成19年5月23日に開催された取締役会において、以上の内容を当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針とすることを決定いたしました。

・ 基本方針の実現に資する取組み

当社では、中期経営計画の着実な実行、積極的な株主還元、およびコーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を通じて、企業価値・株主共同の利益の向上に取り組んでいます。以下に掲げるこれらの取り組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えています。なお、以下に掲げる取り組みは、その内容から、株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことは、明らかであると考えています。

1. 中期経営計画の実行を通じた企業価値・株主共同の利益の向上の取組み

当社グループは、富士レピオ株式会社と株式会社エスアールエルの経営統合および平成17年7月のみらかホールディングス株式会社発足以来、経営統合時に策定した第一次中期経営計画(平成17年度-平成19年度)を着実に実行し、「高収益体質企業への変革」を優先課題として取り組んでまいりました。

その後、平成19年5月に当社グループの中核的事業である臨床検査薬事業および受託臨床検査事業ならびにその他の事業のさらなる拡大・成長を実現するために、第二次中期経営計画(平成19年度-平成22年度)を新たに策定し、「グローバルなライフサイエンス企業」としての企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を実現するための経営諸施策をスピード感を持って着実に実行しております。臨床検査薬事業においては、株式会社先端生命科学研究所の買収、アメリカン バイオロジカル テクノロジーズ社の買収など、国内・海外における事業展開を加速するための基盤整備を着実に進めております。受託臨床検査事業においては、平成19年6月に株式会社エスアールエルが、株式会社シオノギバイオメディカルラボラトリーズ(平成19年8月に「株式会社エスアールエル関西」と社名変更)を完全子会社化し、平成20年4月1日をもって同社を吸収合併いたしました。今後は、受託臨床検査業務の再編により、より迅速かつ高品質な検査サービスが全国統一基準に基づいて提供できることとなるとともに、さらなる業務効率化およびコスト削減を推し進めてまいります。

2. 積極的な株主還元を通じた企業価値・株主共同の利益向上の取組み

当社では、将来の経営環境の変化と潜在的な成長機会への投資に備え、必要な内部留保を充実させながら、配当と自己株式取得を中心に株主のみなさまに積極的な利益還元を図っていくことを目標としています。

3. コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化を通じた企業価値・株主共同の利益向上の取組み

当社では平成17年6月より委員会設置会社に移行し、監督と執行を明確に分離し、業務執行を迅速に展開できる執行体制を確立しております。コーポレート・ガバナンス体制の観点からは、平成18年6月から取締役9名のうち4名を独立性の高い社外取締役とし、法令に従って監査委員会、報酬委員会、指名委員会を設置してさらなる経営の透明性確保、公正性の向上を目指した取り組みを継続しています。インセンティブ・報酬の観点からは、企業価値・株主共同の利益を向上させることを最重要課題と位置付け、執行役に対する業績連動型報酬制度を導入するとともに、業績との連関が高くない退職慰労金制度を廃止し、また株主のみなさまと執行役その他従業員の利益を共有化

する目的からストックオプション制度を導入しております。これら執行役・取締役に対する報酬は有価証券報告書、事業報告にて開示させていただいております。その他、株主総会の活性化および議決権行使の円滑化に向けた施策として、株主のみなさまが適切な議決権行使をしていただく時間を確保する目的から招集通知を株主総会の3週間以上前に発送するとともに、株主総会集中日を回避するなど、さまざまな施策を実施しています。また、これら適切なガバナンス体制の維持・強化の重要性から、内部統制システムの基本方針を定め、監査委員会による監査体制の強化、子会社・関連会社を含めた管理規程の整備を進め企業集団における業務の適正を確保するための体制を構築するなど、さらなる整備強化を進めております。

・上記1の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとしての本対応策の導入

上記1の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、大規模買付行為が行われる場合に、買付けに応じるべきか否かを株主のみなさまに適切に判断いただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主のみなさまへ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、平成19年6月26日開催第57回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為への対応策（以下、「本対応策」といいます。）を導入することを決議いたしました。

1. 大規模買付ルールの導入

大規模買付行為が行われる場合に、買付けに応じるべきか否かを株主のみなさまに適切に判断いただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主のみなさまへ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを目的として、大規模買付ルールを導入いたしました。

また、大規模買付者による情報提供の十分性その他大規模買付ルールの遵守の如何、大規模買付行為の企業価値・株主共同の利益への影響および本対応策に基づく対抗措置の発動等について、取締役会の判断の透明性、客観性、公正性および合理性を担保するため、社外取締役等を中心とする独立委員会を設置し、これらの点についての判断を独立委員会に委ね、取締役会は独立委員会の判断に原則として従うこととします。

なお、大規模買付行為とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為およびこれに類する行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）をいいます。また、大規模買付者とは、かかる大規模買付行為を行う者をいいます。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)または、
- () 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)または、
- () 特定株主グループが、注1の()記載の場合は、当該買付者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。議決権割合の算出にあたっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の2第1項または同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その内容は以下のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表執行役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約および以下の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

大規模買付者の名称、住所
設立準拠法
代表者の氏名
国内連絡先
提案する大規模買付行為の概要等

(2) 必要情報の提供

当社は、上記(1)の意向表明書受領後5営業日以内に、株主のみなさまの判断ならびに独立委員会および取締役会としての意見形成のために大規模買付者から独立委員会および取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下、「本必要情報」といいます。)のリストを当該大規模買付者に交付します。リストの作成にあたっては、取締役会は独立委員会の意見を求めるものとし、独立委員会の意見に従って本必要情報のリストを決定するものとし、なお、本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者およびそのグループ(共同保有者、特別関係者および組員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)

大規模買付行為の目的、方法および内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。)

買付等の価格の算定根拠(算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容およびその根拠を含みます。)

大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

大規模買付行為後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策の概要

大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係るステークホルダーの処遇方針

必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行にあたり必要な手続の内容および見込み、また大規模買付行為に対する独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行にあたり支障となるかどうかについての考えおよびその根拠

取締役会は、大規模買付者から情報の提供を受けた場合、速やかに独立委員会に受領した情報を提供します。なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と独立委員会が判断した場合には、独立委員会は大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。大規模買付行為の提案があった事実および取締役会または独立委員会に提供された本必要情報は、開示が可能となった時点で、全部または可能となった部分を開示します。

(3) 取締役会による評価期間等

大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を独立委員会および取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)とします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、取締役会評価期間中、取締役会は外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家)の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主のみなさまに対し代替案を提示することもあります。また、取締役会は、取締役会評価期間の開始後直ちに、独立委員会にその評価、検討および意見形成を依頼します。独立委員会は、独自に本必要情報の評価・検討を行い、本対応策に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。取締役会が代替策の提示を検討する場合には、代替策についても独立委員会にその評価・検討を依頼し、独立委員会はその内容も踏まえて勧告を行います。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主のみなさまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主のみなさまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で買収行為を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で買収行為を行っている場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で買収行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で買収行為を行っている場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要する恐れがある場合

大規模買付者の提案する買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、買い付ける株券等の上限の有無その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値・株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切である場合

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、またはその他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

（3）独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本対応策を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、資料1をご参照ください。）を定め、独立委員会を設置することといたしました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外有識者（注4）の中から選任します。現在の独立委員会の委員は、社外取締役として鍋木伸一氏、油井直次氏および服部暢達氏が就任しております（略歴につきましては、資料2をご参照ください。）。

独立委員会は、独立委員会が必要と判断した場合には、当社の費用により、外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家）の助言を得ることができます。

注4：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

（4）対抗措置の発動の手続

本対応策においては、上記3(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。対抗措置を講じる可能性があるのは、上記3(2)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合か、上記3(1)に記載の例外的な場合に限られます。

また、対抗措置をとるかどうかの判断にあたって、その合理性および公正性を担保するために、独立委員会に情報を提供してその評価・検討を依頼し、独立委員会の勧告に原則として従って、取締役会是对抗措置の是非を決定するものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、独立委員会の意見を踏まえて、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てをする場合の概要は資料3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てをする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記 3(1)または(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと独立委員会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に従って、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権無償割当ての中止、または新株予約権無償割当て後において、当社が無償で新株予約権を取得する方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

4. 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本対応策は、平成19年6月26日開催第57回定時株主総会（以下、「第57回株主総会」といいます。）において、出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。）の議決権の過半数の賛同を得られたことにより同日より発効しております。有効期限は第57回株主総会の日から3年間（平成22年6月に開催予定の定時株主総会の終結時まで）とし、以降、本対応策の継続（一部修正した上での継続を含みます。）については定時株主総会の承認を経ることとします。

本対応策は、その有効期間中であっても株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、または取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、取締役会は、本対応策の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で、本対応策を修正する場合があります。

・ 本対応策が株主・投資家に与える影響等

1. 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主のみなさまは、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値・株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主および投資家のみなさまが適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主および投資家のみなさまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記 3のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応策が異なりますので、株主および投資家のみなさまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

2. 対抗措置の発動が株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、上記 3のとおり、対抗措置をとることがありますが、取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従って、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主のみなさまが、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てが行われた場合、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い当該新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者以外の株主のみなさまは、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令および当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしたがって、別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主のみなさまは新株予約権を失います。）を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じず、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生

じることを前提にして売買等を行った株主または投資家のみなさまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

・本対応策が上記Iの基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

1．本対応策が上記Iの基本方針に沿うものであること

本対応策は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされた場合の対応策、独立委員会の設置等を規定するものです。

本対応策により設定される大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本対応策においては、上記 3(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。対抗措置を講じる可能性があるのは、上記 3(2)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合か、上記 3(1)に記載の例外的な場合に限られます。

このように本対応策は、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであるといえます。

2．本対応策が当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

上記で述べた基本方針は、当社の企業価値・株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応策は、上記の基本方針の考え方に沿って設計され、大規模買付行為が行われる場合に、買付けに応じるべきか否かを株主のみなさまに適切に判断いただけるように、当社取締役会が大規模買付者から必要な情報を入手するとともに、その大規模買付行為や買付提案を評価・検討する時間を確保し、株主のみなさまへ代替案も含めた判断のために必要な情報を提供することを目的としております。本対応策によって、当社株主および投資家のみなさまは適切な投資判断を行うことができますので、本対応策が当社株主の共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本対応策は、第57回株主総会において、出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みません。）の議決権の過半数の賛同を得られたことにより同日より発効しているものです。有効期限は第57回株主総会の日から3年間（平成22年6月に開催予定の定時株主総会の終結時まで）とし、以降、本対応策の継続（一部修正した上での継続を含みます。）については定時株主総会の承認を経ることとします。

本対応策は、その有効期間中であっても株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、または取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

以上から、本対応策が当社株主の共同の利益を損なうものではないことは担保されていると考えております。

3．本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主のみなさまの判断に委ねられるべきことを大原則としつつ、当社株主全体の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動はかかる本対応策の規定に従って行われます。また、対抗措置をとるかどうかの判断にあたって、その合理性および公正性を担保するために、独立委員会に情報を提供してその評価・検討を依頼し、独立委員会の勧告に原則として従って、取締役会是对抗措置の是非を決定するものとしています。このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。

以上から、本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

(資料1)

[独立委員会規程の概要]

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役および社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、取締役会に勧告を行う。当社取締役会は、原則として独立委員会の勧告に従って、決議を行うものとする。
 - 対抗措置の発動の是非
 - 発動が決定された対抗措置の停止または変更等
 - 大規模買付者が当社取締役会および独立委員会に提供すべき情報および提供された情報の十分性
- ・独立委員会は、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家より、当社の費用負担で助言を得ることができる。
- ・独立委員会決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(資料2)

[独立委員会の委員略歴]

いずれも当社の社外取締役です。

楠木 伸一（かぶらぎ しんいち）

昭和17年2月2日生
昭和39年4月 厚生省入省
昭和42年10月 内閣総理大臣官房審議室
昭和46年4月 在タイ日本国大使館書記官
昭和56年8月 経済企画庁総合計画局計画官
昭和60年8月 厚生省年金局企画課長
平成2年6月 東海北陸地方医務局長
平成7年7月 日本赤十字社国際部長
平成14年5月 日本製薬工業協会常務理事
平成17年6月 当社取締役（現任）

油井 直次（ゆい なおじ）

昭和23年1月21日生
昭和47年4月 アーサーアンダーセンアンドカンパニー入社
昭和61年9月 同社パートナー（共同経営者）
平成3年9月 同社アジア太平洋地区製造業統括パートナー
平成13年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科非常勤講師
平成15年2月 油井アソシエイツ(株)代表取締役（現任）
平成15年3月 (株)エスアールエル監査役
平成17年6月 当社取締役（現任）

服部 暢達（はっとり のぶみち）

昭和32年12月25日生
昭和56年4月 日産自動車(株)入社
平成元年6月 ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー ニューヨーク本社入社
平成2年9月 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店
平成5年6月 同社バイス・プレジデント
平成10年11月 同社マネージング・ディレクター
平成15年9月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員教員（現任）
平成17年6月 当社取締役（現任）
平成17年11月 (株)ファーストリテイリング取締役（現任）
平成21年4月 早稲田大学大学院ファイナンス研究センター客員教授（現任）

(資料3)

[新株予約権無償割当の概要]

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数(当社の所有する当社普通株式を除く。)を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、894百万円であります。なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	58,440,066	58,440,066	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	58,440,066	58,440,066		

(注) 提出日現在の発行数には、平成21年8月1日からこの四半期報告書の提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月27日 定時株主総会決議、平成18年7月18日 取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)	
新株予約権の数 (個)		1,590
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)		-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数 (株)		159,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)		2,995 (注) 2
新株予約権の行使期間	自平成20年7月1日 至平成24年6月30日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格	3,662
	資本組入額	1,831
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時に、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役、執行役員又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由(転籍、会社都合による退職もしくは辞任を含む。)がある場合は新株予約権を行使することができるものとする。新株予約権の分割行使はできないものとする(新株予約権1個を最低行使単位とする)。その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。	
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要す。	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、新株予約権割当日の前30営業日の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該価額が新株予約権割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権割当日の終値をもって行使価額とする。

なお、新株予約権割当後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

平成19年6月26日 定時株主総会決議、平成19年7月20日 取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数 (個)	1,761
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	176,100 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	2,571 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 2,944 資本組入額 1,472
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時に、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由(転籍、会社都合による退職もしくは辞任を含む。)がある場合は新株予約権を行使することができるものとする。新株予約権の分割行使はできないものとする(新株予約権1個を最低行使単位とする。)。その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要す。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、新株予約権割当日の前30営業日の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該価額が新株予約権割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権割当日の終値をもって行使価額とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

平成20年6月24日 定時株主総会決議、平成20年6月24日 取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数 (個)	1,549
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	154,900 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	2,644 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 3,136 資本組入額 1,568
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時に、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、当社又は当社関係会社の取締役、執行役、監査役又は従業員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由(転籍、会社都合による退職もしくは辞任を含む。)がある場合は新株予約権を行使することができるものとする。新株予約権の分割行使はできないものとする(新株予約権1個を最低行使単位とする。)。その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき締結される新株予約権割当契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要す。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は、新株予約権割当日の前30営業日の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、当該価額が新株予約権割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権割当日の終値をもって行使価額とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(時価発行として行う公募増資及び第三者割当増資並びに新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	-	58,440,066	-	7,663	-	23,385

(5) 【大株主の状況】

株主名簿を確認したところ当第1四半期会計期間において、大株主の異動がないことが確認できております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 228,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 58,045,700	580,457	-
単元未満株式	普通株式 165,566	-	-
発行済株式総数	58,440,066	-	-
総株主の議決権	-	580,457	-

(注) 1. 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式が2,800株(議決権の数28個)含まれております。

2. 単元未満株式数の中には、自己株式37株が含まれております。

【自己株式等】

平成21年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
みらかホールディング ス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁 目24番1号	228,800	-	228,800	0.39
計	-	228,800	-	228,800	0.39

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	平成21年5月	平成21年6月
最高(円)	2,220	2,200	2,400
最低(円)	1,941	1,850	2,025

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,397	14,555
受取手形及び売掛金	28,077	26,245
有価証券	13,000	13,000
商品及び製品	4,232	4,266
仕掛品	3,800	3,655
原材料及び貯蔵品	3,307	3,565
その他	5,422	4,436
貸倒引当金	103	106
流動資産合計	72,134	69,619
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	12,585	12,862
工具、器具及び備品(純額)	7,066	7,534
土地	7,650	7,650
その他(純額)	2,825	2,673
有形固定資産合計	30,127 ₁	30,722 ₁
無形固定資産		
のれん	3,595 ₂	3,566 ₂
ソフトウェア	7,288	7,859
その他	2,047	2,081
無形固定資産合計	12,931	13,506
投資その他の資産		
投資有価証券	2,221	2,463
その他	7,746	8,033
貸倒引当金	25	107
投資その他の資産合計	9,941	10,389
固定資産合計	53,000	54,618
資産合計	125,134	124,237

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	9,489	9,802
短期借入金	1,296	1,593
未払金	5,001	4,820
未払法人税等	1,433	2,273
賞与引当金	2,229	3,774
その他	6,050	3,865
流動負債合計	25,502	26,130
固定負債		
長期借入金	178	204
退職給付引当金	6,843	6,831
その他	3,799	3,828
固定負債合計	10,821	10,864
負債合計	36,323	36,994
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,663	7,663
資本剰余金	23,385	23,385
利益剰余金	58,914	57,346
自己株式	486	485
株主資本合計	89,476	87,909
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	114	25
為替換算調整勘定	1,181	1,134
評価・換算差額等合計	1,066	1,108
新株予約権	209	192
少数株主持分	191	249
純資産合計	88,810	87,243
負債純資産合計	125,134	124,237

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	37,487	37,497
売上原価	25,041	23,286
売上総利益	12,445	14,210
販売費及び一般管理費	9,281	9,026
営業利益	3,163	5,183
営業外収益		
受取利息	9	5
受取配当金	73	19
持分法による投資利益	85	8
その他	132	89
営業外収益合計	301	123
営業外費用		
支払利息	11	6
賃貸費用	10	11
その他	16	2
営業外費用合計	38	19
経常利益	3,426	5,287
特別利益		
固定資産売却益	0	2
投資有価証券売却益	108	-
貸倒引当金戻入額	-	8
その他	17	-
特別利益合計	125	11
特別損失		
固定資産除却損	68	36
投資有価証券評価損	256	-
その他	12	3
特別損失合計	338	40
税金等調整前四半期純利益	3,213	5,258
法人税、住民税及び事業税	575	1,516
法人税等調整額	973	654
法人税等合計	1,549	2,171
少数株主利益	1	6
四半期純利益	1,662	3,080

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,213	5,258
減価償却費	2,601	2,085
のれん償却額	115	116
賞与引当金の増減額(は減少)	1,666	1,542
退職給付引当金の増減額(は減少)	502	11
貸倒引当金の増減額(は減少)	9	83
受取利息及び受取配当金	82	25
持分法による投資損益(は益)	85	8
支払利息	11	6
固定資産除却損	68	-
売上債権の増減額(は増加)	859	2,191
たな卸資産の増減額(は増加)	23	119
その他の流動資産の増減額(は増加)	-	487
仕入債務の増減額(は減少)	826	308
未払消費税等の増減額(は減少)	-	323
その他の流動負債の増減額(は減少)	931	2,140
その他	211	82
小計	4,798	5,496
利息及び配当金の受取額	71	28
利息の支払額	3	6
法人税等の支払額	4,706	2,617
営業活動によるキャッシュ・フロー	160	2,901
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,486	729
無形固定資産の取得による支出	1,055	260
投資有価証券の売却による収入	642	-
子会社株式の取得による支出	-	195
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得に対する前期末払い分の支払いによる支出	127	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	1,322	-
その他	20	65
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,328	1,249
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	321	321
自己株式の取得による支出	2,661	1
配当金の支払額	1,290	1,492
その他	10	43
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,284	1,859
現金及び現金同等物に係る換算差額	83	51
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	7,368	258
現金及び現金同等物の期首残高	23,501	27,425
現金及び現金同等物の四半期末残高	16,132	27,167

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間において、アメリカン バイオロジカル テクノロジーズ社は、フジレビオ ダイアグノスティックス社(米国)を存続会社とする合併より連結の範囲から除外しております。 (2) 変更後の連結子会社の数 18社

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係)	前第1四半期連結累計期間において、特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「貸倒引当金戻入額」は、特別利益総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は8百万円であります。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書)	前第1四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「その他の流動資産の増減額」及び「未払消費税等の増減額」は重要性が増加したため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記することとしました。なお、前第1四半期連結累計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「その他の流動資産の増減額」は74百万円、「未払消費税等の増減額」は67百万円であります。 また、前第1四半期連結累計期間において、区分掲記しておりました「固定資産除却損」は重要性が減少したため、当第1四半期連結累計期間より「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しております。なお、当第1四半期連結累計期間の「固定資産除却損」は36百万円であります。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。 また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
4. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目を重要なものに限定的方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に大幅な変動がないと認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。
5. 連結会社相互間の債権債務及び取引の相殺消去	当該債権債務の額及び取引金額に差異がある場合で当該差異の重要性が乏しいときには、当該差異の調整を行わないで相殺消去しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額は、66,741百万円です。	1. 有形固定資産の減価償却累計額は、66,103百万円です。
2. 無形固定資産ののれんは、のれんと負ののれんを相殺して表示しております。なお、相殺前の金額は、次のとおりであります。	2. 無形固定資産ののれんは、のれんと負ののれんを相殺して表示しております。なお、相殺前の金額は、次のとおりであります。
のれん 4,335百万円	のれん 4,338百万円
負ののれん 740百万円	負ののれん 772百万円
3. 保証債務	3. 保証債務
下記のとおり銀行借入債務等に対し、保証を行っております。	下記のとおり銀行借入債務等に対し、保証を行っております。
保証先 保証額	保証先 保証額
フジレピオヨーロッパ社 0百万円	フジレピオヨーロッパ社 0百万円
合計 0百万円	合計 0百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。
給料・賞与 2,567百万円	給料・賞与 2,468百万円
賞与引当金繰入額 637百万円	賞与引当金繰入額 713百万円
退職給付費用 118百万円	退職給付費用 153百万円
減価償却費 672百万円	減価償却費 530百万円
のれん償却額 115百万円	のれん償却額 116百万円
支払手数料 989百万円	支払手数料 957百万円
研究開発費 948百万円	研究開発費 894百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)
現金及び預金勘定 16,132 百万円	現金及び預金勘定 14,397百万円
現金及び現金同等物 16,132 百万円	有価証券勘定に含まれる譲渡 性預金 13,000百万円
	預入期間が3ヶ月を超える定 期預金 230百万円
	現金及び現金同等物 27,167百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 58,440千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 228千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社(親会社) 209百万円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月25日 取締役会	普通株式	1,513	26	平成21年3月31日	平成21年6月2日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

	臨床検査薬事業 (百万円)	受託臨床検査事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	8,537	23,269	5,680	37,487	-	37,487
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	810	593	26	1,431	(1,431)	-
計	9,348	23,863	5,706	38,918	(1,431)	37,487
営業利益	929	1,472	719	3,121	41	3,163

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

	臨床検査薬事業 (百万円)	受託臨床検査事業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	8,140	23,488	5,867	37,497	-	37,497
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	742	457	23	1,223	(1,223)	-
計	8,883	23,946	5,891	38,721	(1,223)	37,497
営業利益	2,036	2,357	805	5,199	(16)	5,183

(注) 1. 事業区分の方法

事業は役務又は商品等の内容及び市場の類似性を考慮して区分しております。

事業区分	主要役務又は商品
臨床検査薬事業	検査試薬・検査システムの製造販売
受託臨床検査事業	特殊臨床検査、一般臨床検査、医科学分析、病院検査室の運営
その他の事業	食品衛生検査、環境検査、健康商品・感染防止商品の販売、医療器具等の滅菌サービス、治験支援、診療所開設・運営支援

2. 会計処理の方法の変更

前第1四半期連結累計期間

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(1)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。これによるセグメント情報に与える影響は、軽微であります。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(2)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が、臨床検査薬事業で38百万円減少しております。

(リース取引に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2.(3)に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))および「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益が、臨床検査薬事業で68百万円減少し、受託臨床検査事業で2百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 1,518.78円	1株当たり純資産額 1,491.14円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 28.22円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 52.93円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
四半期純利益(百万円)	1,662	3,080
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,662	3,080
期中平均株式数(千株)	58,918	58,211
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成21年5月25日開催の取締役会において、前期の期末配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 期末配当による配当金の総額・・・・・・・・・・1,513百万円
 - (2) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・26円
 - (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・・・・・平成21年6月2日
- (注)平成21年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月12日

みらかホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 村上 眞 治 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊集院 邦 光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているみらかホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、みらかホールディングス株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月12日

みらかホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 堤 佳 史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 集 院 邦 光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているみらかホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、みらかホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。